

# 松江地区安全運転管理者協会会則

平成2年4月24日制定

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、松江地区安全運転管理者協会（以下「協会」という。）という。

### (目的)

第2条 協会は、協会加入会員（以下「会員」という。）が事業所における自動車の安全な運転に必要な安全運転管理業務を適切に行うため、相互に密接な連絡協調を図り、安全運転管理体制を確立して交通事故防止に寄与することを目的とする。

### (事務局)

第3条 協会の事務局は、一般社団法人松江市交通安全協会事務所に置く。

### (分会)

第3条の2 次条に掲げる事業の円滑な実施のため、協会に分会を置く。

2 分会の名称及び地域は、別表のとおりとする。

3 分会に、分会長を置く。

4 事務局は、各分会の会員を明らかにするため、別に定める分会員名簿を、必要に応じて整備し各分会長に送付するものとする。

## 第2章 事業

### (事業)

第4条 協会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全運転管理に関する調査及び研究
- (2) 安全運転管理に関する情報の収集及び提供
- (3) 安全運転管理に関する研修、講習及び指導
- (4) 関係機関団体との連絡協調
- (5) 交通安全活動に関する施策の実施及び協力
- (6) 会員相互の連絡協調を図るための施策
- (7) 会員、会員の事業所等に対する表彰
- (8) その他必要と認める事項

### (加盟)

第5条 協会は、一般社団法人島根県安全運転管理者協会に加盟するものとする。

## 第3章 会員

### (会員)

第6条 協会は、次に掲げるものを会員とする。

- (1) 松江地区に所在する事業所の、道路交通法に規定する安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「管理者」という。）として、島根県公安委員会に届出受理された者で、協会の趣旨に賛同して入会した者

(2) 総会において推薦された者（協会に格別の功労があった者又は学識経験者）

#### **（代議員）**

第7条 協会に代議員を置く。

- 2 代議員は、会員のうちから選出する。
- 3 代議員の選出基準は、会員10名未満の分会では1名、10名以上の分会については10名を超えるごとに1名を増やすことができる。
- 4 代議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 代議員は、分会の会員を代表して協会の総会に参加するとともに、会長の諮問に応じて必要事項を審議する。

### **第4章 役員**

#### **（役員）**

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 25名以内
  - (4) 監事 2名
- 2 理事のうち、若干名を常任理事とする。

#### **（選任及び任期）**

第9条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 常任理事は、理事のうちから会長が選任する。
- 4 役員（会長及び副会長を除く）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員（会長及び副会長を除く）の任期は、前任者の残任期間とする。

#### **（任務）**

第10条 会長は、協会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはこれを代行する。
- 3 理事は、会長の招集に応じ重要な事項を審議する。
- 4 常任理事は、常任理事会を組織し、会長の付託を受けた事項を審議する。
- 5 監事は、会計を監査する。

#### **（顧問、参与）**

第11条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協会の運営の指導助言に当たるほか、会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

### **第5章 会議**

#### **（会議）**

第12条 会議は、総会、常任理事会、理事会及び分会長会とし、会長がこれを招集

する。

#### **(総会)**

第 13 条 総会は、年 1 回開催する。ただし、必要のある場合は、理事会の議決により臨時に開催することができる。

2 総会の議決を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の変更
- (2) 収支決算
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) その他会長が必要と認める事項

3 総会での報告を要する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算
- (4) その他会長が必要と認める事項

#### **(常任理事会)**

第 14 条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 表彰（第 4 条第 7 号による表彰以外のものを含む。）に関する事項
- (2) 予算、決算及び規程の変更に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

#### **(理事会)**

第 15 条 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 会長及び副会長の選定に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算
- (4) 事業報告
- (5) その他会長が必要と認める事項

#### **(分会長会)**

第 16 条 会長は、必要により分会長を招集して分会長会を開催し、協会の運営について協議し事業の円滑な推進を図る。

#### **(会議運営)**

第 17 条 会議の議長は、会長がこれに当たり、議決は出席人員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

### **第 6 章 分会の運用**

#### **(分会長の選任及び報告)**

第 18 条 分会長は、原則として、第 3 条の 2 第 4 項の規定による分会員名簿の順に、2 年ごとの交代により担当するものとする。ただし、正当な理由があるときは、こ

の限りではない。

2 分会は、分会長を選任したとき及び変更をしたときは、速やかに会長に報告するものとする。

#### **(分会長の任務)**

第19条 分会長は、分会員名簿の管理を行うものとする。

2 分会長は、会長から第4条の規定による事業を行うための業務の支援を要請されたときは、協力するものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。

#### **(分会の運営)**

20条 分会の運営は、協会の事務局及び分会の会員との連絡調整の上、分会長が行うものとする。

### **第7章 会計**

#### **(経費)**

第21条 協会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

#### **(会費)**

第22条 協会の会費は、別に定める会費徴収規程により会員が納付する。

#### **(会計年度)**

第23条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

### **第8章 委任**

第24条 この会則に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### **附 則**

この会則は、平成2年4月24日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、平成9年4月23日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、平成22年4月24日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、平成23年4月26日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、平成29年4月28日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、令和5年4月26日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、令和7年4月26日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

#### **附 則**

この会則は、令和8年4月25日から施行する。

別表（第3条の2関係）

分会の名称及び地域

分会名	地 域 名	分会名	地 域 名
城東城北	殿町、母衣町、北田町、南田町、米子町、北堀町、奥谷町、東奥谷町、石橋町、大輪町、菅田町、福原町、坂本町、川原町、西持田町、東持田町、北陵町	竹矢	竹矢町、馬潟町、八幡町、富士見町、青葉台
		東津田	東津田町
		西津田	西津田
		中部	天神町、白潟本町、灘町、魚町、八軒屋町、和多見町、寺町、幸町、横浜町、伊勢宮町、御手船場町、栄町、新町、松尾町、大正町、新雑賀町、雑賀町、竪町、本郷町
新大橋	東本町、向島町、学園南		
川津	上東川津町、下東川津町、西川津町、学園、西尾町、朝酌町		
城西	西茶町、東茶町、苧町、中原町、片原町、外中原町、内中原町、末次町、末次本町、堂形町、砂子町、千鳥町、南平台、国屋町、法吉町、春日町、比津町、黒田町、比津が丘、西法吉町、上佐陀町、下佐陀町、西生馬町、東生馬町、薦津町、湍北台、うぐいす台	朝日	東朝日町、朝日町、津田町
		古志原内陸	古志原町、古志原、矢田町、山代町
		嫁島	袖師町、嫁島町、西嫁島
		乃木	浜乃木町、浜乃木、乃白町、乃木福富町、田和山町、西忌部町、東忌部町
		平成上乃木	平成町、上乃木、八雲台、一の谷町
鹿島町	鹿島町	八雲大庭	八雲町、大庭町、佐草町、大草町
湖北	浜佐田町、古曾志町、西谷町、古志町、荘成町、西浜佐陀町、西長江町、東長江町、秋鹿町、岡本町、大垣町、大野町、上大野町、魚瀬町、打出町	東出雲町	東出雲町
		玉湯町	玉湯町
		宍道町	宍道町
半島東部	本庄町、上本庄町、手角町、長海町、野原町、枕木町、邑生町、新庄町、上宇部尾町、福富町、大井町、大海崎町、島根町、美保関町、八束町		

# 松江地区安全運転管理者協会会費徴収規程

令和5年4月26日制定

松江地区安全運転管理者協会会費徴収規程（昭和48年3月28日制定）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規程は、松江地区安全運転管理者協会会則（平成2年4月24日制定）第22条の規定により、協会の会費の徴収及び納付に関し必要な事項を定めるものとする。

## （会費の額）

第2条 会費は年度会費（年度の途中に入会した場合も含む。）とし、その額は次のとおりとする。ただし、会員が松江地区安全運転管理者協会会則第6条第2号に規定する者である場合は、会費は徴収しないものとする。

- (1) 安全運転管理者（マイクロ安管者を含む。） 一人当たり年額 15,000 円
- (2) 副安全運転管理者 一人当たり年額 14,000 円

2 会費は、協会が指定した金融機関に振り込みで納付するものとする。

## （会費の返還）

第3条 会費の納付後、会員が年度の途中で退会したときは、会費の返還は行わないものとする。

## （徴収の委託）

第4条 会費の徴収の合理化を図るため、当該徴収について一般社団法人島根県安全運転管理者協会に委託することができる。

## 附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

# 松江地区安全運転管理者協会表彰規程

令和7年4月26日制定

松江地区安全運転管理者協会表彰規程（平成23年4月26日制定）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この規程は、松江地区安全運転管理者協会（以下「協会」という。）の表彰（松江地区安全運転管理者協会会則第4条第7号の規定による表彰をいう。以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （表彰の種類）

第2条 表彰は、松江警察署長と松江地区安全運管理者協会長（以下「会長」という。）の連名による表彰（以下「連名表彰」という。）又は会長による表彰（以下「会長表彰」という。）を行う。

## （表彰の基準）

第3条 表彰の基準は次表のとおりとする。

種別	区分	基準
連名表彰	交通安全功労者表彰	協会の役員に就任してから5年経過した者であって、組織の運営及び交通安全の推進に功労があったもの
会長表彰	交通安全功労者表彰	協会の役員に就任してから3年経過した者であって、組織の運営及び交通安全の推進に功労があったもの
	感謝状	協会の事業推進のため、協会が感謝状を授与することが適当と認められる者又は事業所
その他本表の基準に準ずる功労等により松江警察署長又は会長が表彰することが適当と認める場合		

2 前項の連名表彰については、松江警察署長との協議により決定するものとする。

## （副賞の付与）

第4条 表彰には、副賞を付与することができる。

## （補則）

第5条 この規程の施行に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和7年4月26日から施行する。